

平成30年 第12回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 平成30年12月11日

会 場 南会津町役場

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年12月11日(火) 午後1時30分

2 開催場所 南会津町役場

3 出席した委員

農業委員 11名

1番	馬場 崇裕	2番	星 利信	3番	湯田 義三
4番	湯田 重行	5番	平野 恒二	6番	塩生 隆晴
7番	渡部 一男	8番	芳賀 美紀	9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 16名

田島第1	渡部 昭雄	田島第2	星 又エ門	田島第3	大竹 実
田島第4	湯田 慎也	田島第5	湯田 孝義	田島第7	浅沼 誠治
田島第8	渡部 一男	田島第9	芳賀 美紀	田島第10	山内 敬
田島第11	猪俣 忠久	館岩第1	斎藤 融	館岩第2	大山 憲三
館岩第3	芳賀 敏	伊南第1	森 哲男	南郷第2	五十嵐久長
南郷第3	目黒久一郎				

4 欠席した農業委員 なし

5 欠席した農地利用最適化推進委員 1名

南郷第1	五十嵐和				
------	------	--	--	--	--

6 出席した事務局職員

事務局長	五十嵐小一郎	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主 査	廣野 由美
------	--------	---------	--------	-----	-------

6 議 事

報告第1号 会務報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況確認証明申請について

議案第4号 農用地利用集積計画決定について

7 会議の概要

全員起立で「南会津町農業委員会憲章」の唱和を行う。
事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議長 それでは、只今から議事に入ります。
日程第1「欠席委員の報告について」であります。本日は全員出席
です。会議規則第10条の規定により農地利用最適化推進委員に出席を
求めたところ、16名に出席いただいております。

議長 日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則
第20条第2項の規定により、
1番 馬場 崇裕 委員、2番 星 利信 委員
を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願い
いたします。

議長 日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事
務局から報告してください。

事務局 (局長 会議資料により報告)

議長 只今 事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありました
らお願いします。

(「なし」の声あり)
議長 質問がないようですので、会務報告を終わります。

議長 日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」
を議題といたします。
始めに、事件番号1と2について審議いたします。
調査担当の 田島第9区 渡部徳男推進委員から、調査結果の報告を
してください。

田島9 推進委員の渡部です。調査結果の報告をします。
去る12月8日、本人立ち会いのもと現地を確認いたしました。耕地
整理が終わっている場所なので、境界もはっきりしていました。本人の
意向も確認し、譲受人の意欲もありますので、大丈夫だと確信いたしま
した。以上です。

議長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対
してご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)
議長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 （「異議なし」の声あり）
異議なしと認め、事件番号 1 と 2 については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号 3 と 4 について、調査担当の
田島第 4 区 湯田慎也推進委員から、調査結果の報告をしてください。

田島 4 推進委員の湯田慎也です。
1 2 月 6 日に本人立ち会いのもと、現地を調査しました。
特に問題はなかったので大丈夫だと思います。以上です。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

4 番 （湯田義三）譲受人の住所は××××なのですが、本人が耕作するんですか。

田島 4 譲受人は譲渡人の子供さんで、近々引っ越してくるということで、譲渡人と同居の予定です。

議 長 ほかにありませんか。

議 長 （「なし」の声あり）
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 （「異議なし」の声あり）
異議なしと認め、事件番号 3 と 4 については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に事件番号 5 から 1 9 については、星利信委員本人が申請人となっている案件であります。農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する議事参与の制限に基づき、星利信委員は退席をしてください。

（星利信委員退席）

議 長 それでは、事件番号 5 から 19 について、調査担当の 館岩第 3 区
芳賀 敏 推進委員から、調査結果の報告をしてください。

館岩 3	推進委員の芳賀敏です。 12月8日、調査いたしました。譲受人は担い手で大規模な水稻経営をしていて問題ありません。譲渡人のほうも確認しました。昨年までは父親が耕作していましたが亡くなられて、相続しましたが農地を管理できないので譲渡したいということでした。何ら問題はないと思います。以上です。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本件に対してご質疑ございませんか。
田島 2	星です。田んぼ 10 アール■■■円というのは、××××地域としては適当な単価なんではないでしょうか。近隣の状況を教えていただけませんか。
館岩 3	相互の話し合いの結果ということです。相場というのは私はわかりません。
議 長	事務局はどうですか。
事務局	(事務局長) 町内の農地の売買単価の相場ということでございますが、こうして議案に上がってくるもの以外の情報はないことになりまして、これまで事務局として3年ぐらい見させていただいておりますが、田んぼで■■■円というのは有償の契約としては一番安いほうの金額だと思っています。3年ぐらい前は平均で△△△△円ぐらいとみていましたが、最近は売買事例も少なく、さらに無償で譲り渡して町を去っていくなどの事例も出てきております。■■■円が適正かどうかでいえば、需要と供給の関係で、××××地域で2アールや3アールの小さい田んぼを含めての売買ということで、適正であろうと受け止めています。
田島 2	わかりました。
5 番	(平野恒二) 譲渡人は□□□□在住で、昨年父親が亡くなったため、財産のすべてを処分したいということで、区長さんに相談したということです。
議 長	ほかに、ご質問ありませんか。
議 長	(「なし」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 5 から 19 については、原案のとおり決定

	いたしました。 星委員の入室を許可します。 (星利信委員着席)
議 長	次に、事件番号 20 と 21 について、調査担当の 館岩第 3 区 芳賀 敏 推進委員から、調査結果の報告をしてください。
館岩 3	芳賀 敏 です。 前の件と同じ譲渡人の案件です。譲受人は退職して現在専業農家です。 譲受人の自宅の前にある 2 筆を売買するというものです・双方の話し 合いでまとまったようです。何ら心配はありません。以上です。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本件に対 してご質疑ございませんか。
5 番	平野です。譲受人の耕作面積ですが、現在農業をやっているようなん ですが、記載内容と違うようなんです。
事務局	(事務局長) 譲受人の耕作面積は農地台帳と照合しております。
5 番	わかりました。
田島 2	星です。本件の売買単価はいくらですか。
事務局	事務局の八木沢です。10 アール当たり■■■円で、売買金額は■■■■ 円です。
議 長	そのほかありませんか。
議 長	(「なし」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件について、原案のとおり決定することにご異 議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 20 と 21 については、原案のとおり決定い たしました。
議 長	次に、事件番号 22 から 24 について、調査担当の田島第 5 区 湯田孝 義 推進委員から、調査結果の報告をしてください。
田島 5	推進委員の湯田孝義です。

譲渡人は、75歳です。住所は記載のとおりです。譲受人は64歳、住所は記載のとおりです。許可を受けようとする土地は、記載のとおりです。譲受人は、認定農業者でございます。作付け面積も4ヘクタール以上あります。農業機械も十分にそろっております。12月6日に両者にお会いして調査確認をまいりました。以上です。

議長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本件に対してご質疑ございませんか。

議長 (「なし」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号22から24については、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、事件番号25と26については交換の案件ですので一括して審議いたします。調査担当の 田島第1区 渡部昭雄 推進委員から、調査結果の報告をしてください。

田島1 渡部昭雄 です。
12月7日に調査いたしました。譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。■■■■と○○○○さんの間に田んぼが5枚あるうちの2枚の交換です。面積は同じです。相互の交換ということで無償ということです。

議長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本件に対してご質疑ございませんか。

議長 (「なし」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号25と26については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

議長 日程第5「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

	事件番号 1 について、調査担当の 田島第 1 区 渡部昭雄 推進委員から調査結果の報告をしてください。
田島 1	渡部昭雄です。 譲渡人と譲受人は親子関係にあります。譲受人は現在居住している住宅が老朽化により立ち退きをしなければならなくなり、住宅建設の土地を探していたところ、親が所有する区画整理事業区域内の土地があって、そこが適地だということで申請されました。7 日の日に譲受人と話をしまして、申請地は既にきれいに整地されている状態です。賃貸料は親子で無償ということです。以上です。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「なし」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 1 は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、事件番号 2 については、大竹 実推進委員本人が申請人となっている案件です。審議に支障があると認められますので、退席を求めたいと思います。ご協力をお願いします。
	(大竹実推進委員 退席)
議 長	それでは、事件番号 2 について、調査担当の 渡部 一男 委員から調査結果の報告をしてください。
7 番	渡部一男です。 譲受人は 40 歳です。譲渡人は 59 歳です。譲受人は 4 人家族でアパート暮らしですが、子供が大きくなって手狭になったため住宅建設を計画したところ、叔父が所有する農地があり、そこに新築をしたいという申請です。所在地は記載のとおりで、地目は田になっていますが現況は畑の状況でございます。面積等は議案書のとおりで、一般住宅用地として取得したいということです。土地代金ですが、譲渡人が叔父さんにあたるということで無償贈与したいということです。立地基準としては、農振農用地区域外であり、一般基準も問題なくクリアしておりますので、何ら問題ないと思われれます。皆さまのご審議をお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。

ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「なし」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2は、原案のとおり決定いたしました。
以上で議案第2号の審議を終了いたします。
大竹実推進委員の入室を許可します。

(大竹実推進委員着席)

議 長 日程第6「議案第3号 現況確認証明申請について」を議題といたします。
事件番号1について、田島第1区調査担当の渡部 昭雄 推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島1 渡部昭雄です。
12月の9日の日に現地調査をしました。立ち会っていただいたのが〇〇〇〇さんに立ち会っていただきました。昭和26年頃家を建てて昭和45年頃壊しまして、その後そのままの状態宅地として造成された跡地ということになっていまして、農地への復元は無理だと判断しています。場所は、議案書記載のとおりです。登記簿上は畑になっていますが、現状は雑種地となっています。資料3を見てください。写真のような状態です。以上です。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本件に対してご質疑ございませんか。

議 長 (「なし」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本件について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。
以上で議案第3号の審議を終了いたします。

議 長 日程第7「議案第4号 農用地利用集積計画決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をしてください。

事務局	事務局の廣野です。議案第4号 農用地利用集積計画決定についてご説明いたします。 議案書の11ページをご覧ください。利用権設定の内訳の12月分になります。筆数、面積の順で申し上げます。再設定ですが、田が0筆、畑が1筆で、528㎡です。新規は田が18筆18,096㎡、畑は0筆です。再設定と新規合わせまして、田が18筆、18,096㎡、畑が1筆、528㎡、合計が19筆、18,624㎡です。12ページから利用権設定の一覧になりますが、今回1筆が再設定、18筆が新規設定になります。番号14につきましては、こちらの借り受け人の経営面積なんですが、借り受け人の父親が亡くなられて住所は一緒ですが世帯が別でした。父親は3,000㎡以上耕作をしていました。今後相続をして経営を引き継ぐ予定となっています。又19番については使用貸借権となりますがこちらは所有者が高齢のため耕作ができないため貸付人の希望で使用貸借となっています。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議長	(「なし」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。 以上で、本総会に付議されました議事案件はすべて終了いたしました。
議長	続きまして協議事項に入ります。 (1) 農地利用最適化の推進に関する意見について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局長が、これまでの経緯と意見の案について説明した。)
議長	委員の皆さんのご意見を伺います。 (協議は、湯田孝義推進委員、渡部一男委員から意見発言があり、その後事務局長から意見集約と対応について提案し、全体で承認された。)
議長	次に、協議事項の(2) 南会津町農業委員会憲章について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局長が資料に基づいて説明した。)

議 長 何か、ご質問ございませんか。

(協議は意見発言がなく、提案のとおり承認された。)

議 長 次に、次回総会までの業務日程について事務局から説明してください。

事務局 (局長 業務日程について説明)

議 長 何か、ご質問ございませんか。

議 長 そのほか皆さんからありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議 長 ないようですので、職務代理者から閉会のことをお願いします。

職務代 以上をもちまして、平成 30 年第 12 回南会津町農業委員会総会を閉じ
理者 ます。ご苦労様でした。

閉会 午後 2 時 5 0 分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

1 番

2 番